

「甲府日記」と「甲府御館記」にみえる関新助孝和

真島秀行 (お茶の水女子大学大学院)

MAJIMA Hideyuki (Ochanomizu University)

第 0 節 序

養父、跡目相続，最初に勤めたときのことなどを中心に日本数学史学会雑誌「数学史研究」第 200 号掲載論文「関孝和三百年祭で明らかになったこと」 ([1]) を既に発表しているが，関新助孝和について，「甲府日記」と「甲府御館記」にみえる賄頭としての仕事の一端も含めて，現在までわかっていること，および，若干の昇給の予想について述べた．履歴書の職歴欄の記載のような書き方でまとめておく．そして，それらについて資料に基づき若干説明する．特に，『楊輝算法』の筆写年は寛文元年でなく寛文 13 年であろうこと，大成算経の編集が行われていた元禄年間後半は（建部氏伝記に建部賢明が「年をとり病気がち深く考えることができなくなっていた」と述べているが）中間管理職としての仕事に忙しく数学を深く考える状態でなかったであろうことを述べる．

なお，講演後，[2] に或る甲府分限帳における関新助の記載について活字化したものを公表したがそれを付録として，再録する．昇任に関する予想は妥当だったことがわかる．

第 1 節 関新助孝和の履歴書

・寛文 5 年 11 月 23 日 養父であるは甲府藩士の関十郎右衛門某（寛文 5 年 8 月 9 日逝去）の跡目を継げることが決まる．

・寛文 5 年 12 月 18 日 跡目相続の御礼を甲府宰相松平綱重公臨席の場で申し上げる．

寛文 5 年 12 月 21 日 小十人組の番士として出仕すべきことを申し渡される．高百俵．

・寛文 7 年正月 18 日 三人扶持を加増される．

[寛文 10 年 9 月には甲府宰相松平綱重公の世継として虎松君が綱重の嫡男と認められ，藩としては祝賀すべきことがあったので，加増されたと推察できる．

また，延宝 8 年には，五代将軍となった徳川綱吉から松平綱豊は 10 万石加増されているので，関新助孝和は，小十人組頭という中間管理職に昇進した可能性がある．おそらく，大きく加増され，200 俵程度になっていたのではないかと考えられる．次項に記載することから，役職に就いていたと考えられる．]

・貞享元年～2 年 甲州の村々の検地水帳の“検地奉行（責任者）” 3 人の 1 人として検地水帳に署名捺印する．

[この後，次項の元禄 8 年 9 月までのあるとき，おそらく，（北条家系譜によれば）小十人番士だった北条源五右衛門の養子に建部賢弘がなって甲府藩に勤めるようになる元禄 5 年（建

部氏伝記による) くらいには職を転じていたのではないかと推察される。]

- ・元禄 8 年 9 月の前には賄頭 (高 200 俵, 役料拾人扶持) として勤仕した。
- ・元禄 11 年 9 月 元禄絵図作成のため甲府藩嶺と隣接していた信州松代藩との境界確定のため, その任に当たっていた信州松代藩の担当者に送られた手紙に“絵図奉行”3 人の 1 人として署名する。
- ・元禄 14 年 御勘定方御用改 (役) = 勘定吟味役 = 御勘定頭差添筋に昇任し, 高 250 俵, 役料拾人扶持となった。
- ・元禄 15 年 12 月 25 日 新井白石の加増について, 勘定方の役人 4 人, 家老 3 人合計 7 人のうちの一人として裏書署名した。
- ・宝永元年 12 月 12 日 西の丸 (西城) 御納戸組頭となる。高 250 俵, 役料として拾人扶持, のち改められ, 廩米 300 俵。
- ・宝永 3 年 10 月 1 日 養子新七郎久之を將軍徳川綱吉に御目見えさせる。
- ・宝永 3 年 11 月 4 日 病気による免職 (病免), 小普請。
- (宝永 5 年 10 月 24 日 物故, 浄輪寺 (江戸牛込弁天町) に葬られる。)

第 2 節 関新助孝和の履歴の根拠出典とその解説

甲府日記の寛文 5 年 11 月 23 日, 12 月 18 日, 21 日の記載から, この年の甲府藩で関姓の跡目相続が 1 件あり, その養父は関十郎右衛門で, 養子が関弥右衛門であることが記載されている。他の部分を見ても関姓の跡目相続はないので, 関姓の跡目相続はこの 1 件だけだったことになる。一方, 過去帳や断家譜の記載によれば, 関新助の養父は甲府藩士で, 没したのは寛文 5 年 8 月 9 日であったので, 関新助孝和先生の養父の可能性のあるのは, 関十郎右衛門のみで, 新助の他に弥右衛門という通称があった, と推察せざるを得ない。跡目を継いだときは高百俵で, 身分は高くなく甲府のお殿様に直接お目見えせず障子の側から御礼を申し上げて, 後日, 家老から小十人組番士として勤め始めるように命じられている。

なお, 常陸国出の花房平左衛門から跡目相続が申し渡されていることに注目したい。養父の出身地と関係があると思われるからである。

1 跡目相続

(寛文五年) 十一月二十三日

跡目被仰付候次第

一 但馬守出雲守壱岐守淡路守番頭詰座敷ニ列座有之而被申渡之

(養子あるいは実子 父親の跡目, という記載が 6 件先にあるが略)

花房平左衛門被仰渡候

養子

関十郎右衛門跡目

(もう一人の跡目の記載があるが略)

右何茂跡目御定之通被仰付候間勘定頭兩人之衆可申合旨但馬守申渡之

(寛文五年) 十二月十八日

(何人か跡目のお願いがあるが略)

関弥右衛門

右鳥目を以中御座敷縁類杉戸障子際ニテ御礼
申上候 殿様中之御座敷間際ニテ御立座被遊也
(もう一人の跡目のお願いがあるが略)

(寛文五年) 十二月二十一日

- 一 衝立之間壱岐守淡路守列座関弥右衛門呼
出之小十人エ御番被為入候間勤番可仕候也
御礼御出座無之

2. 最初の加増

寛文7年正月18日 今まで百俵だったところに三人扶持を加増される、とあることにより、初めは百俵でこの時点で加増されたことがわかる。

(寛文七年) 正月十八日

(何人かの加増があるが、前略)

養父跡目百俵被下之

今度三人扶持被下 関弥右衛門

(もう一人の加増があるが、略、以下略)

なお、桜田御殿に仕えた同じくらいの家格のもう一つの関家、新助孝和と同時期は、関九郎左衛門(または孫太郎、市郎左衛門)正親、その父関儀大夫(または孫大夫)重知で、駿河大納言忠長に附属せられた関弥右衛門吉正の孫(長男の子)である。この関弥右衛門は寛永十年十月二十三日に73歳で亡くなっていて、寛文5年に関十郎右衛門の跡目を相続した人物ではなく、上に挙げた孫、曾孫も複数の通称をもちながらすべて違うから「関弥右衛門」ではないと考えられるし、関儀大夫については、三百貳拾俵と三人扶持、であったという記載が、「甲府日記」の延宝三年二月十六日にあり、関儀太夫から関九郎左衛門への相続もその後であるから、この点からも違うと考えられる。

関新助孝和が甲府藩に仕えたのは、養父の跡目を継いだ寛文5年11月23日からで、勘定方ではなく、小十人御番としてであった。養父の最後の勤めが小十人御番であったからであろうと思われる。仕官と楊輝算法を書写(「寛文辛酉仲夏下浣日 訂写訖 関孝和」)したことを関連付ける議論もあるが違うのではないだろうか。なお、関新助孝和先生の数

学力を評価して、測量（検地、絵図作成）、勘定、暦関係の仕事に就かせることになったであろうことは別の話である。

3. 更なる加増の予想

寛文10年9月には甲府宰相松平綱重公の世継として虎松君が綱重の嫡男と認められた。これは藩としては祝賀すべきことがあり家臣団全体に少量の加増が実施されたと推察できる。

また、延宝8年には、五代将軍となった徳川綱吉から松平綱豊は10万石加増されているので、関新助孝和は、小十人組頭という中間管理職に昇進した可能性がある。おそらく、大きく加増され、200俵程度になっていたのではないかと考えられる。次項に記載することから、役職に就いていたと考えられる。

4. 検地に関わる仕事

貞享元年～2年 甲州の村々の検地水帳の“検地奉行（責任者）”3人の1人として検地水帳に署名捺印する。ほかの2人は、代官触頭の荻原孫四郎（1635～1694）と目付役の戸田嘉（加）兵衛（1623～1697）であった。もっとも若い検地の責任者として、甲州にしばしば出かけ検地を指揮した可能性もある。

5. 転職時期の予想

この後、次項の元禄8年9月までのあるとき、おそらく、（北条家系譜によれば）小十人番士だった北条源五右衛門の養子に建部賢弘がなって甲府藩に勤めるようになる元禄5年（建部氏伝記による）くらいには職を転じていたのではないかと推察される。

6. 賄頭としての仕事

元禄8年9月の前には賄頭（高200俵、役料拾人扶持）として勤仕した。

これは、史料 元禄8年9月「甲府様御人衆中分限帳」、元禄8,9年「甲府御館記」に名前「関新助」の書かれた、次のような記録がある。他に、賄頭とだけ4回出てくる。

（元禄九年四月二十五日）

私共當正月 御目見被 仰付難有奉存候為冥加

五節句 御目見被 仰付候様奉願候以上

四月	御菓子屋主水
矢守助十郎様	同 織江
関 新 助様	

単に賄頭と出てくるところでは、人事が扱われている。

7. 国絵図作成に関わる仕事

元禄11年9月 元禄絵図作成のため甲府藩嶺と隣接していた信州松代藩との境界確定

のため、その任に当たっていた信州松代藩の担当者に送られた手紙に“絵図奉行”3人の1人として署名している。他の2人は、目付役の奥村作左衛門（1653～1734）と勘定頭の羽太清左衛門（1645～1719）である。関新助孝和が境界確定のため実際に赴いた可能性もある。

8. 勘定頭差添筋＝勘定吟味役＝勘定方用改（役）の就任時期の予想

元禄14年 分限帳によっていろいろな言い方が御勘定方御用改（役）＝勘定吟味役＝御勘定頭差添筋に昇任し、50俵加増され250俵、役料として拾人扶持はそのまま持ち上がりとなった。この役としては、この俸禄で、いくつかの甲府分限帳に見られる廩米300俵というのは、250俵に10人扶持が大体50俵相当である、という計算か、後に西の丸での最終的な処遇である300俵が記載されたか、どちらかであろうと推測される。次々項も参照のこと。）

これは、年末人事異動で翌年になる元禄15年12月25日 新井白石の加増について、（「新井白石日記」により）勘定方の役人4人、家老3人合計7人のうちの一人として裏書署名していることが知られているから、関孝和自身はその前に勘定頭差添筋としての仕事はしないはずであると推察される。他の勘定方の役人は、勘定頭で、作左エ門（奥村通頭）（1653－1734）、七郎右エ門（河村廣支）（1653－1718）、新左衛門（深谷盛歳）（1645－1718）であった。

9. 幕臣への転職

甲府藩主松平綱豊が、江戸幕府の五代将軍徳川綱吉の世嗣として江戸城西の丸に入ることになり、関孝和の随従したことが年録に残っている。宝永元年12月12日 西の丸（西城）御納戸組頭となっている。高250俵、役料として拾人扶持、のち改められ、廩米300俵。（「年録」と「寛政重修諸家譜」に記載されている。）

10. 免職・致仕

宝永3年11月4日 病気による免職（病免）、小普請。（「年録」と「寛政重修諸家譜」による。）なお、その前の宝永3年10月1日 養子新七郎久之を将軍徳川綱吉に御目見えさせる。（「年録」と「寛政重修諸家譜」による。）

第3節 松平綱重・綱豊の甲府藩中における関家について

第2節の始めに、甲府藩士関十郎右衛門の養子として寛文五年十一月二十三日に跡目相続し、小十人御番として出仕することになったことを甲府日記により読み解いた。これを導き出すために行った、甲府藩の家臣団について行った分析を記録として残しておく。

綱重は正保元年五月二十四日に江戸城三の丸に生まれ、幼名は長松であった。慶安二年十一月九日に江戸城竹橋新第に移り、承応二年八月十九日に元服し松平左馬頭綱重と名を改め、明暦三年七月二十六日新邸桜田御殿（略称、桜田館）に移り、そこで生涯を過ごした。延宝六年九月に没し、嫡子綱豊が翌十月に跡目相続した。松平綱重・綱豊の甲府藩の家臣団を、以下では略して、桜田館家臣団と称することにする。

3-1. 桜田館家臣団の関家

桜田館家臣団の中にある関姓の家は、現存する分限帳から三家であると考えられる。

元禄八年九月の「甲府様御人衆中分限帳」では、書院番（貳百八十俵）の関九郎左衛門、賄頭（貳百表拾人扶持）の関新助、小普請（五拾俵三人扶持）の関三弥、その後の各種の甲府の分限帳でも、書院番（貳百八十俵）の関市郎左衛門、勘定方御用役＝勘定吟味役＝勘定頭差添筋（三百俵〔＋拾人扶持〕）の関新助、徒目付（六十俵三人扶持）の関甚五左衛門である。

（幼名徳松であった徳川綱吉の神田館家臣団の中の関姓の家は二家であり、館林様分限帳、あるいは館林殿分限帳で、書院番（貳百俵）関六之助と小普請（六十七俵）関半九郎、あるいは、書院番（貳百俵）関六郎兵衛と小十人御番（百俵三人扶持）の関九右衛門である。御家人分限帳にはどちらの子孫も掲載されるが、六郎衛門家は後に罪があつて断絶されたところまで寛政重修諸家譜に記載されている。九右衛門家も田村十兵衛子の田村平十郎を養子として迎えたが、寛政重修諸家譜には掲載されていない。）

一方、『寛政重修諸家譜』に記載される桜田館に勤仕した者のいる関家はやはり三家で、次の通りである。簡単に記述する。なお、『御家人分限帳』記載事項も反映した。

・儀太夫家

関儀太夫（孫太夫）重知、子九郎左衛門（市郎左衛門、孫太郎）正親、孫善左衛門（一郎左衛門、源之丞）正峰と続く家系は幕末まで存続した。儀太夫の叔父兵三郎（兵左衛門、百助）正成は寛永八年から幕臣であった。祖父の弥右衛門吉正は、三代将軍徳川家光の弟徳川忠長卿に附属せられた者の一人であった。寛永十年(1633)に73歳で没している。家紋は、揚羽蝶、五七桐、蔦である。年齢は、善左衛門（一郎左衛門、源之丞）正峰が元文五年(1740)七月十八日に七十一歳で物故したということから、1670年生まれと考えられる。これは御家人分限帳記載年齢と一致する。儀太夫、九郎左衛門については不明である。

・甚五左衛門家

関瀬兵衛勝森、子甚五左衛門（瀬兵衛）忠勝の家は先祖が不明だが、幕末まで続いた家である。家紋は、揚羽蝶と左巴である。甚五左衛門忠勝は寛保元年（1741）に没しているが年齢は記載されない。御家人分限帳によれば、戊（宝永3年）（1706）に31歳で、1676年生まれ、66歳で没したと考えられる。瀬兵衛勝森の年齢は不明である。

・新助家

関新助秀和家は、養子関新七郎久之の代で断絶した。秀和は孝和のことで、内山七兵衛永明二男である。寛政重修諸家譜の記載は、基本的に江戸幕府日記、「年録」或いは「柳営日次記」、御家人分限帳に基づき、家紋や生没年に関しては諸家系譜として残る寛政呈譜の記述を参考にして編纂されていることが條例に書かれている。関新助に対する記載は、内山七兵衛永明二男で関氏の養子となったこと以外は、年録に記載のことばかりからなる。

甲府の分限帳の関姓三家と寛政重修諸家譜に記載された桜田館に勤仕した者のいる関姓三家との対応関係はほとんどあきらかであるが、下記に説明するように、関甚五左衛門あ

るいは瀬兵衛の家は、関三弥の家と考えられる。

3-2. 家臣団の形成過程

深井雅海氏の先行研究があるが、『徳川実記』に記載される家臣団掲載に関する記事は以下のようである。（再検証し新たにいくつかの事項を加えた）

- ・正保元年九月九日 伝役天野左兵衛、他（姓名判明の）小性等 5 名が附属。
- ・正保二年九月九日 （姓名判明の）書院番 1 名、小性組 1 名、大番 2 名が抱守として附属。
- ・慶安元年三月二十五日 （姓名判明の）4 名抱守として附属。
- ・慶安二年十月十三日 （姓名判明の）家老 2 名が附属。
- ・慶安二年十月十九日 （姓名判明の）右筆 1 名、納戸 4 名、広敷番頭 4 名、医師 1 名、賄頭 2 名附属。
- ・慶安二年十一月五日 町野傳左衛門三明（小性）など両番の庶子 32 名（の半分）附属。
- ・慶安四年四月三日に駿河・甲斐・上野・信濃・近江・美濃六ヶ国内に厨料 15 万石を給う。
- ・慶安四年九月二十九日 館林とあわせ、74 名附属、他に諸番士の子弟 150 名召出され附属（従って、この時 112 名ほどが附属したことになる。）
- ・承応二年六月晦日 （姓名判明の）代官 4 名附属。
- ・寛文元年閏八月九日に甲州甲府城 25 万石を給わる。
- ・寛文元年閏八月十一日 （姓名判明の）小性組組頭 1 名、（先手）歩行頭 1 名、小十人頭 1 名、家老となる。
- ・寛文元年閏八月二十二日 先に（姓名判明の）附属の輩二男もすべて附属。
- ・寛文二年十月三日 （姓名判明の）御家人 8 名附属。
- ・寛文十年六月十日 （姓名判明の）駿府町奉行 1 名、目付 1 名、家老となる。
- ・延宝六年十一月十二日 （姓名判明の）書院番組頭 1 名家老となる。
- ・天和三年九月二十二日 （姓名判明の）目付 1 名家老となる。
- ・元禄二年七月二十六日 （姓名判明の）小性組番頭 1 名、目付 1 名家老となる。
- ・元禄十一年十一月四日 （姓名判明の）使番 1 名家老となる。
- ・延宝八年九月に 10 万石加増され、都合 35 万石となる。

延宝六年に綱重が亡くなって綱豊の代になって、『徳川実記』の家臣団に関する記載は家老に関するものだけで、桜田館家臣団の形成は、（元禄年間に新井白石が儒者として加わるなど新規採用はこの後もあったが・・・）綱重の時代にほぼ完成しているとみなせる。

3-3. 甲府日記の関家に関する掲載事項

国立公文書館蔵（請求番号 165-75）の「甲府日記」は 12 冊、慶安五年、寛文四年～十二年、延宝二年～三年があるが、その中には、関姓の者について次のような記載がある。

- ・慶安五年掲載事項

承応元年（慶安五年が九月より改元）十二月二十五日の関門弥，小十人番として翌年正月から勤務することについて

・寛文五年掲載事項

寛文五年十一月二十三日に関十郎右衛門，十二月十八日，二十一日，寛文七年正月十八日に関弥右衛門，跡目相続と小十人番として勤務すること，高百俵で始まり三人扶持も下されることになったということ

・寛文十年掲載事項

寛文十年九月四日と十月二十七日に関源之丞，惣領子として番入りのこと

・寛文十二年掲載事項

寛文十二年五月十八日に関惣兵衛（そうへい）と十二月十二日に関宗兵衛（そうへい），徒目付役に任命され，加増されたこと

・延宝三年掲載事項

延宝三年二月五日と二月十六日に関儀太夫，先手頭に任命され加増されたこと

これらの記述が，どの関家に関わることであるか，これらの関姓三家がいつから桜田館に勤仕したのか．そして，特に，関十郎右衛門が関新助の養父で，新助が弥右衛門という通称も使ったことがあることを推察していく．年代的に逆順に記す．

3-3-1. 延宝三年掲載事項

・延宝三年二月五日と二月十六日(1675)に関儀太夫，先手頭に任命され，三百貳拾俵だったのが加増され，他に役料百五拾俵下されたこと

これは，姓名が一致しているので，関儀太夫（孫太夫）重知に関する記述であると断定できる．番士であった家系の祖であることを物語っている．

幕臣を叔父に持ち，慶安二年十一月五日，または，慶安四年九月二十九日に出仕したと考えられる．しかし，甲府日記慶安五年の切米を賜った番士の一覧表の中にはない．

3-3-2. 寛文十二年掲載事項

・寛文十二年五月十八日(1672)に関惣兵衛（そうへい）と十二月十二日に関宗兵衛（そうへい），徒目付組頭に任命され，元四拾俵のところ三拾俵加増され都合七拾俵三人扶持となったこと

この記載は漢字が違うが，「そうへい」という同一人物に関することであり，寛文十二年（1672）のことであり，御徒という役向きから瀬兵衛勝森が「そうへい」という通称も持っていたと考えられる．元禄八年九月（1695）では小普請（五拾俵三人扶持）であった三弥がいるが，二十俵減っているので，跡目相続があつて，子の甚五左衛門忠勝のことではないか．彼はそのときまだ20歳で実質的な仕事がなかったのではないか．その後，父と同様に徒目付として出仕し，六十俵三人扶持となり，さらに後，御家人分限帳にあるように七十俵五人扶持となったと推察される．

3-3-3. 寛文十年掲載事項

・寛文十年九月四日と十月二十七日(1670)に関源之丞、惣領子として(寄合だったが)番入りしたこと

これは、関儀太夫(孫太夫)重知の惣領子九郎左衛門(市郎左衛門、孫太郎)正親に關することで、寛政重修諸家譜には記載されていないが、源之丞という通称も用いたと推察される。その子の善左衛門(一郎左衛門、源之丞)正峰は、寛文十年九月(1670)は生まれていないか、まだ生まれたばかりかくらいであり、出仕が決まって子ができたとも推察できる。安永年間の子孫の十蔵正秀も寛政重修諸家譜には記載されていないが、通称として儀太夫を名乗ったことは御府内往還其外沿革図書の記載からわかっている。

3-3-4. 寛文五年掲載事項

・寛文五年十一月二十三日(1665)に關十郎右衛門、十二月十八日、二十一日、寛文七年正月十八日に關弥右衛門、跡目相続と小十人番として勤務すること、高百俵で始まり三人扶持も下されることになったということ

寛文五年にあった関家に関する跡目相続は關十郎右衛門に関するものだけであり、関新助孝和の養父は寛文五年八月九日に没していることが過去帳からわかっているし、断家譜で桜田館の御勘定であった、との記載もあり、関新助孝和の養父が關十郎右衛門で、相続者である關弥右衛門が関新助孝和であると考えざるを得ない。上に見たように、関儀太夫家での相続とは、時期が違いうし、家禄が違う関甚五左衛門家の相続とも考えられない。

この關十郎右衛門家がいつから、桜田館に勤仕したのか。上に記した家臣団の形成過程を考慮すると、慶安四年九月二十九日(1651)以降である、としかここでは言えない。慶安四年九月二十九日に附属されたとすると、幕臣の番士の子弟であったはずであり、どの番士の子弟か特定する必要があるが、現在のところわからない。

3-3-5. 慶安五年掲載事項

・承応元年(慶安五年が九月より改元)十二月二十五日の関門弥、小十人番として翌年正月から勤務することについて

甲府日記に見える最初の関姓の人物は、この「関門弥」であり、小十人御番となったが当時は幼少で、翌年正月より勤番予定であると書かれている。

承応元年十二月二十三日

幼少に付き御番沙汰放免之四人之小十人衆来る。

正月より勤番可仕旨番頭森川庄左衛門江(新見)七右衛門被申渡

承応元年十二月二十五日

小十人組衆酒井八郎兵衛関門弥山瀬権之助久保田孫太夫

右四人に金子五両宛被 下来巳正月より御番可仕旨被仰渡候

ここに出てくる関門弥以外の他の3名について寛政重修諸家譜を見て推察すると、

- ・酒井八郎兵衛，寛政重修諸家譜に慶安四年九月二十九日に清楊院殿（綱重）に附属され小十人となった（納戸番酒井源左衛門吉昌の二男の）酒井八郎左衛門定智，と推察される。
- ・山瀬権之助，寛政重修諸家譜に慶安四年九月二十九日に清楊院殿（綱重）に附属され小十人となった（天守番山瀬次左衛門正次の二男の）山瀬甚五郎正盛，と推察される。
- ・久保田孫太夫，寛政重修諸家譜にある（窪田平六左衛門正明の二男で千人同心窪田助之丞正久の弟の）窪田孫太夫某，と推察される。

酒井，山瀬については慶安四年九月二十九日に清楊院殿（綱重）に附属されたことが幕府の記録として（少なくとも）寛政重修諸家譜編纂の時にあった，ということであろうか。慶安四年九月二十九日の出仕の機会を多少幼くとも逃さぬようにと附属させてもらい，猶予してもらい承応二年（1653）から勤仕をしたのであろう。「関門弥」も幕臣の兄をもった二男以降の者，あるいはそれに類する者であったと考えられる。

「関門弥」が桜田館家臣団のどの関家の祖に当たるか推察を試みよう。

幕臣の親類がいたのが明確なのは，関儀太夫（孫太夫）重知の家系で，この場合，上に見たように惣領子九郎左衛門（市郎左衛門，孫太郎）正親が寛文十年（1670）に（寄合だったが）番入りしているから，この人物ではなく，その父の関儀太夫（孫太夫）重知自身しか可能性がないと考えられる。1652年当時16歳以下であったとすると，17歳くらいで子の九郎左衛門（市郎左衛門，孫太郎）正親が生まれ，九郎左衛門（市郎左衛門，孫太郎）正親にも17歳くらいで善左衛門（一郎左衛門，源之丞）正峰が生まれたことになる。小十人番士から書院番士に後に出世したことになる。この可能性が高いだろう。

関十郎右衛門の家であれば，関十郎右衛門自身とすると寛文五年（1665）に物故した時に28歳くらいかそれより若いことになり，関新助孝和とすれば，1640~1645年生まれであろうと予想されていることから，慶安四年（1651）当時は6歳から11歳で，承応二年（1653）当時は8歳から13歳ということになる。この可能性は低いのではないだろうか。

甚五左衛門の家は，元禄八年分限帳で関三弥の家で，通称も似ているのではないかと考えられるが，1676年生まれと考えられる甚五左衛門ではないので，関瀬兵衛政森の可能性しかないが，小十人番士は百俵以上もらっているのが普通であったので，高七拾俵までしかなかったことから可能性は極めて低いと考えられる。

3-4. 関新助孝和の養父関十郎右衛門の桜田館への出仕時期

桜田館家臣団の形成過程の分析から、

- ・慶安四年九月二十九日（1651） 諸番士の子弟150名召出され附属された時か、
- ・寛文元年閏八月二十二日（1661） 閏八月十一日に附属の輩二男もすべて附属

されて以降とも考えられるが、以上の考察からは決定的な証拠は挙げられない。

残念ながら、慶安四年九月二十九日に清楊院殿（綱重）に附属された者全員を記した史料は年録等には含まれず、現存するかどうかはわからない。けれども『寛政重修諸家譜』を見れば、多くの慶安四年九月二十九日に清楊院殿（綱重）に附属された者を見出すことができる。家臣団形成過程でみたように慶安四年九月二十九日までに 150 名ほどが附属され、一方、甲府日記慶安五年によればその十二月時点で桜田館家臣団の書院番、小性番、小十人番の人数が約 130 名、家老、番頭、組頭など合わせて、150 名くらいとなり大体同数となる。しかし、納戸方や勘定方の頭はいても実務をする者が一覧表には見出せない。納戸として齋藤善八郎忠久（この嫡子権右衛門忠矩は宝永三年十一月四日に関新助に代わり西の丸納戸組頭）がいることは寛政重修諸家譜からわかり、断家譜にあるように関新助養父が桜田館の御勘定を勤めていたなら、慶安四年九月二十九日時点で何人かいたはずの勘定方役人の 1 人として、この時から甲府藩のために勤仕したと考えられよう。証拠文書は現在のところ発見されていないものの、将来的に発見、あるいは、見出せる可能性はあると考えている。（実際、付録に示すようにそのような分限帳の記載が発見された。）

付録 ある分限帳に記載された御勘定の関新助

養父関十郎右衛門 実父内山七兵衛

式百五拾俵 本国常陸
生国武蔵

関 新助

御役料拾人扶持

辛巳五十七

寛文五^乙年父十郎右衛門病死同年跡式被 仰付御切米高

百三拾俵之内百俵被下之小十人組御番被 仰付

同七^{丁未}年三人扶持被下之

同十^{庚戌}年 御足米拾俵被下之

延宝八^{庚申}年小十人組与頭被 仰付御加増九拾俵被下之 三人扶持者上ル

元禄五^{壬申}年御賄頭被 仰付

同十四^{辛巳}年 御勘定頭ニ差添可相勤旨被 仰付 御加増五拾俵

御役料拾人扶持被下之

養父十郎右衛門儀慶安四^{辛卯}年御帳面ニ而被為附之

病死之節者小十人組御番相勤申候

参考文献

[1]真島秀行,「関孝和三百年祭に明らかになったこと」, 数学史研究第 200 号, pp5-15

[2]真島秀行,「関孝和三百年祭記念事業だより V(番外編)」, 数学通信第 14 巻第 3 号, pp76

[3]Majima, Hideyuki, Seki Takakazu, his life and bibliography, to appear in the Proceedings of the International Conference on History of Mathematics in Memory of Seki Takakazu(1642?-1708), published by Springer-Verlag 2010.

「関孝和の円周率の計算についての注意」(京都大学数理解析研究所講究録 1625, 2009, pp192-199) の補遺

2008 年 8 月に行われた「数学史の研究」集会において上記の題目で講演し、講究録に原稿も書いた。そこで論じたことは、その序に書いたように、次のことであった。

『括要算法』に関孝和の行った円周率の計算法が掲載されており、3つの部分からなっている。

まず初めに直径 1 尺の円に内接する正 2^n 角形の周の長さ L_n を $n=2, \dots, 15, 16, 17$ に対して計算

し、その結果を用いて次の式 (所謂加速公式)

$$L_{16} + \frac{(L_{16} - L_{15})(L_{17} - L_{16})}{(L_{16} - L_{15}) - (L_{17} - L_{16})}$$

の値を計算して、「3. 14159265359 微弱を定周となす」とし、さらに近似分数を $3/1$, $4/1$ から始めて定周を上回る場合は分母分子にそれぞれ 1, 3 を加え、下回る場合は分母分子にそれぞれ 1, 4 を加えて古来から知られている近似分数を次々に現れるようにし、最終的に $355/113$ を円周率の近似分数として得ている。

以上はよく知られており、「3. 14159265359 微弱」の「微弱」とは通常「3. 141592653589...から小数第 12 位の 9 を繰り上げて小数第 11 位を 9 とした」という意味で、この数値は円周率の真の値と小数第 12 位まで一致しており精確な計算をしたことになっているが、上の式を導入する意味をどう捉え、「3. 14159265359 微弱を定周となす」と言明したか、ということについて、おそらく同主旨の先行研究があるであろうとも思われるが、広く知られているとは思えないし、見聞きした範囲では明確に言っていないと感じられるので関孝和三百年祭の年であり、敢えて講演の機会を得て講演者の推察を述べた。

これに対し杉本敏夫氏は 2009 年 8 月の講演およびその予稿において筆者の研究を批判しているが筋違いである。筆者は、関孝和の計算結果の数値を用いて「3. 14159265359 微弱を定周となす」と言明した理由を考察したのであって、現代の計算機に頼って結論を導き出したのではない。また、実数論を身に付け長年それを教育している数学者の立場から、同じ数学者として、上界、下界を考える自然さを指摘したのである。それはまた、球の体積計算について、村松茂清が「算祖」で行ったこと、すなわち、直径を 100 等分し、各片の外接円柱の和 (上界) と内接円柱の和 (下界) で球の体積を評価していたことを学んでいたことから推察できる。階差の比が $1/4$ に一致する桁数を選んだというのは筆者が新たに提出した仮説であり、筆者一人の思い込みではないことは賛同者がいたことから明らかである。杉本氏こそ、関の間違いをしたという桁までの数値を用いわざわざ階差の比が $1/4$ 以上になるようにし、本来の関の数値に基づかず、上記の疑問に答えていない。